

院外処方箋における問合せに関する合意書

_____（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構埼玉病院（以下「乙」という。）は、薬剤師法第23条及び24条の取扱いについて、以下のとおり合意した。

（遵守事項）

- 第1条 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- 2 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- 3 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また、安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- 4 患者に十分な説明（服用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。
- 5 処方変更に係る医師への情報提供は、原則お薬手帳を利用することとし、次回受診時に患者から医師に直接見せるよう指導する。また、内容によっては、トレーシングレポートをFAXすることとする。

（問合せ）

第2条 乙に所属する医師が発行した処方箋にかかる問合せについては、別表の取扱いにより運用するものとする。

（附則）

第3条 本合意書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲・乙協議のうえ決定するものとする。

上記事項の合意を証するため、本合意書を2通作成し、甲・乙双方記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

（甲）

（乙）埼玉県和光市諏訪2-1
独立行政法人国立病院機構埼玉病院
院長 細田 泰雄

⑧薬歴上継続処方されている処方薬に残薬があるため、投与日数を調整（短縮）して調剤すること（外用剤の本数変更も含む）

例）・エリキユース錠 5mg 1錠 朝食後 30日分 → 20日（10日分残薬あり）

・プロトピック軟膏 0.1% 5g 5本 → 3本（2本残薬あり）

*トレーシングレポート等を利用して情報提供を行う

⑨経腸栄養剤のフレーバー変更

（参考）各種問い合わせ窓口（受付時間：平日9時から午後5時）

①処方内容に関すること（診療、調剤に関する疑義・質疑など）

048-462-1101（代）各診療科・処方医

②保険者番号に関すること（保険者番号など）

048-462-1101（代）医事課保険係

③本合意書に関すること

048-462-1101（代）薬剤部

④ トレーシングレポート等のFAX

048-462-1268 医事課内FAX